

令和4年5月 太子町農業委員会定例会議事録

1. 開催日時 令和4年5月9日（月）午後1時30分～午後2時20分
2. 開催場所 太子町役場3階 第1会議室
3. 出席委員：1番 吉田委員 2番 松井均委員 3番 松井登委員
4番 松本委員 5番 中辻委員 6番 中尾委員
7番 三浦委員 8番 植木委員 9番 内田委員
11番 小路委員 12番 内藤委員 13番 川端委員
14番 五十川委員 15番 角田委員
16番 谷内委員 17番 金谷委員
4. 欠席委員： 12番 早瀬委員
5. 議事日程
議案第1号 農用地利用集積計画に対する審議の件
議案第2号 農地法第3条に係る許可申請の件
報告第1号 農用地利用集積計画の合意解約受理の件
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件
6. 事務局職員
事務局長 木下 明紀
事務局 仲村 将樹
高木 俊秀
7. 署名委員
松井登志文委員 松本委員

8. 議事録

【事務局長】

ただ今より、令和4年5月の定例会を開会します。

それでは、会長より、ご挨拶をいただきます。

【会長】

(あいさつ)

【事務局長】

ありがとうございました。

本日、早瀬委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。出席委員は17名中16名で、定数に達しておりますので、本日の定例会は成立しております。それでは太子町農業委員会に関する規程第6条により、会長に議事の進行をお願いいたします。

【会長】

それでは、本日の議事録署名委員について、私から指名いたします。

松井登志文委員、松本委員 よろしくお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。なお、議案書を事前送付しておりますので、コロナ対策も兼ねまして、スムーズな議事の進行に、ご理解とご協力をお願いいたします。

それでは議案第1号について、事務局より説明を求めます。

【事務局】

議案第1号 農用地利用集積計画に対する審議の件は11件です。議案書の1ページ1番をご覧ください。(議案書説明)

現地確認は中尾委員にお願いしました。ご説明よろしくお願いいたします。

【中尾委員】

4月21日に事務局と現地確認しました。

場所は、倉掛大橋から約100m東側の農地で、現在は保全管理されている状態です。以上です。

【事務局】

ありがとうございます。本件は、隣接農地で耕作されている借り手が貸し手と利用権設定されるものです。以上です。

続きまして、議案書の1ページ2番をご覧ください。(議案書説明) 現地確認は金谷会長にお願いしました。ご説明よろしくお願ひいたします。

【会長】

4月20日に事務局と現地確認しました。

場所は、推古天皇陵から約150m南側の農地で、現在は田が維持管理されている状態です。以上です。

【事務局】

ありがとうございます。本件は、以前から利用権の設定をされており、今回更新となります。以上です。

続きまして、議案書の1ページ3番をご覧ください。(議案書説明) 現地確認は金谷会長にお願いしました。ご説明よろしくお願ひいたします。

【会長】

4月20日に事務局と現地確認しました。

場所は、倉掛大橋から約100m北側の農地で、現在は田が維持管理されている状態です。以上です。

【事務局】

ありがとうございます。本件は、以前から利用権の設定をされており、今回更新となります。以上です。

続きまして、議案書の2ページ4番をご覧ください。(議案書説明) 現地確認は川端委員にお願いしました。ご説明よろしくお願ひいたします。

【川端委員】

4月20日に事務局と現地確認しました。

場所は、葉室から河南町大宝に抜ける道に隣接している農地で、現在は保全管理されており、一部ぶどうの棚がある状態です。以上です。

【事務局】

ありがとうございます。本件は、農地の維持管理に困っていた貸し手が、ぶどうの援農で知り合った借り手と利用権の設定をされるものです。以上です。

続きまして、議案書の2ページ5番をご覧ください。(議案書説明) 現地確認は吉田委員にお願いしました。ご説明よろしくお願ひいたします。

【吉田委員】

4月20日に事務局と現地確認しました。

場所は、太子四つ辻から約100m北西側の農地で、現在はぶどうが作られている状態です。以上です。

【事務局】

ありがとうございます。本件は、以前から利用権の設定をされており、今回更新となります。以上です。

続きまして、議案書の2ページ6番から4ページ11番をご覧ください。借り手が同じですので合わせて説明いたします(議案書説明)

最初に2ページ6番の現地確認は角田委員にお願いしました。ご説明よろしくお願ひいたします。

【角田委員】

4月22日に事務局と現地確認しました。

場所は、大池から約100m北東側の農地で、現在は倒木や草木の伐採が進められている状態です。以上です。

【事務局】

ありがとうございます。続きまして、3ページ7番の現地確認は角田委員にお願いしました。ご説明よろしくお願ひいたします。

【角田委員】

4月22日に事務局と現地確認しました。

場所は、大池の横にある農地で、現在は倒木や草木の伐採が進められている状態です。以上です。

【事務局】

ありがとうございます。続きまして、3ページ8番の現地確認は谷内委員にお願いしました。ご説明よろしくお願ひいたします。

【谷内委員】

4月22日に事務局と現地確認しました。

場所は、太子カントリー倶楽部入口から約100m北側の農地で、現在は草が生い茂っている状態です。以上です。

【事務局】

ありがとうございます。続きまして、3ページ9番の現地確認は谷内委員にお願いしました。ご説明よろしくお願ひいたします。

【谷内委員】

4月22日に事務局と現地確認しました。

場所は、太子カントリー倶楽部入口から約150m北側の農地で、現在は草が生い茂っている状態です。以上です。

【事務局】

ありがとうございます。続きまして、4ページ10番の現地確認は谷内委員にお願いしました。ご説明よろしくお願ひいたします。

【谷内委員】

4月22日に事務局と現地確認しました。

場所は、太子カントリー倶楽部入口の北側の農地で、現在は田として維持管理されている状態です。以上です。

【事務局】

ありがとうございます。続きまして、4ページ11番の現地確認は谷内委員にお願いしました。ご説明よろしくお願ひいたします。

【谷内委員】

4月22日に事務局と現地確認しました。

場所は、太子カントリー倶楽部入口から約100m北側の農地で、現在は保全管理されている状態です。以上です。

【事務局】

ありがとうございます。以上6件については、柏原市で国版認定農業者であり、会社を立ち上げている借り手が、食用のうさぎの畜産業と、野菜や米の栽培を多角的に経営するため、太子町内の農地を探されており、条件が合った貸し手と利用権設定されるものです。

【会長】

議案第1号について何か質問はありませんか。

・・・【質問対応】

他にございませんか。

無いようですので、議案第1号の1番について採決いたします。本件について、承認される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

賛成多数と認めます。

続きまして、議案第1号の2番について採決いたします。

本件について、承認される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

賛成多数と認めます。

続きまして、議案第1号の3番について採決いたします。

本件について、承認される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

賛成多数と認めます。

続きまして、議案第1号の4番について採決いたします。

本件について、承認される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

賛成多数と認めます。

続きまして、議案第1号の5番について採決いたします。
本件について、承認される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

賛成多数と認めます。

続きまして、議案第1号の6番について採決いたします。
本件について、承認される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

賛成多数と認めます。

続きまして、議案第1号の7番について採決いたします。
本件について、承認される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

賛成多数と認めます。

続きまして、議案第1号の8番について採決いたします。
本件について、承認される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

賛成多数と認めます。

続きまして、議案第1号の9番について採決いたします。
本件について、承認される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

賛成多数と認めます。

続きまして、議案第1号の10番について採決いたします。
本件について、承認される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

賛成多数と認めます。

続きまして、議案第1号の11番について採決いたします。
本件について、承認される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

賛成多数と認めます。

それでは議案第2号について、事務局より説明を求めます。

【事務局】

議案第2号 農地法第3条に係る許可申請の件は2件です。議案書の5ページ1番をご覧ください。(議案書説明)

現地確認は、植木委員にお願いしました。ご説明よろしくお願ひいたします。

【植木委員】

4月21日に事務局と現地確認しました。

場所は、太子町東の交差点から約50m東側の農地で現在は柿の木が植えられている状態です。以上です。

【事務局】

ありがとうございました。

本件は、農地管理ができなくなった譲渡人が、隣接農地でぶどうを耕作されている譲受人に所有権移転するものです。

続きまして、5ページ2番をご覧ください。(議案書説明)

本件は、1月および2月の定例会でご説明いたしました農地競売の案件について、買取者が決定しましたので、譲渡人から譲受人に所有権移転されるものです。現地確認は既に1月・2月に吉田委員に行っていたいておりますので報告は省略いたします。

【会長】

議案第2号について何か質問はありませんか。

・・・【質問対応】

他にございませんか。

無いようですので、議案第2号の1番について採決いたします。本件について、承認される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

賛成多数と認めます。

続きまして、議案第2号の2番について採決いたします。

本件について、承認される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

賛成多数と認めます。

他にございませんか。無いようですので、報告第1号について、事務局より説明を求めます。

【事務局】

報告第1号 農用地利用集積計画の合意解約受理の件は1件です。議案書の6ページをご覧ください。(議案書説明)

尚、本件は解約の報告であり耕作状況については確認不要のため、現地確認は事務局で行いました。

場所は、妙見寺橋から約50m西側にあり、現在はぶどうの棚があります。

利用権設定されておりましたが、借り手が高齢のため耕作できなくなり、双方合意で解約する事になりました。以上です。

【会長】

報告第1号について何か質問はありませんか。

・・・【質問対応】

他にございませんか。無いようですので、報告第2号について、事務局より報告を求めます。

【事務局】

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出受理報告は、2件です。議案書の7ページをご覧ください。(議案書説明)

尚、本件は相続による権利取得の届出であり、転用等の農地法審議案件には該当しない為、位置図等は添付しておりません。現地確認は事務局で行いました。

【会長】

報告第2号について、何か質問はありませんか。

・・・**【質問対応】**

他にございませんか。

次に、その他案件として事務局より何かありますか。

【事務局】

配布資料より、農業委員の日常活動記録および「なにお農業賞」について説明

【会長】

他にございませんか。

それでは、本日の案件はすべて終了しました。

次回の定例会は 6月8日 水曜日

時間は午後1時30分からこの場所で開催します。

以上で、5月の定例会を閉会します。

署名委員 _____

署名委員 _____